

○北見工業大学学章等に関する取扱規程

(平成24年3月14日制定)

改正 平成27年3月30日 令和4年4月1日北工大規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、北見工業大学(以下「本学」という。)の学章、ロゴマーク及びスクールカラー(以下「学章等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(学章)

第2条 本学の学章は、別図1のとおりとする。

2 学章の色は、第4条に規定するスクールカラーとする。

(ロゴマーク)

第3条 本学のロゴマークは、別図2のとおりとする。

(スクールカラー)

第4条 本学のスクールカラーは、淡青とし、別図3のとおりとする。

(使用者の資格)

第5条 学章等を使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学
- (2) 北海道国立大学機構の役員又は職員
- (3) 本学の学生
- (4) 本学の承認を得た学生団体
- (5) その他学長が使用の許可をした個人及び団体等

(使用の許可)

第6条 前条第5号に規定する者が学章等を使用しようとするときは、別紙様式1の使用申請書を学長に提出し、別紙様式2による使用の許可を受けなければならない。

(商業利用)

第7条 学章等を商業利用しようとする者は、学長の許可を受けた上で、学章等の使用に関する契約を締結するものとする。

(使用の許可の取消し等)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、学章等の使用の許可を取り消し、又は停止させることができる。

- (1) 使用申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他学章等の使用方法が適切でないとき。

(遵守事項)

第9条 学章等を使用するときは、この規程を遵守するとともに、本学の品位と尊厳を保持しなければならない。

(庶務)

第10条 学章等に関する庶務は、企画総務課において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学章等に関し必要な事項は、別に定める。

この規程は、平成24年3月14日から施行する。

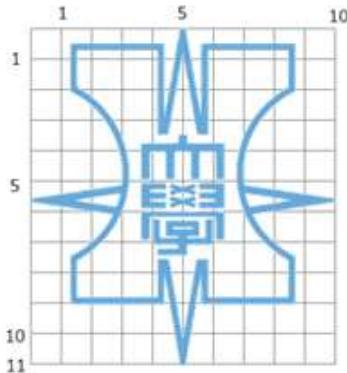
附 則(平成27年3月30日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日北工大規程第11号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

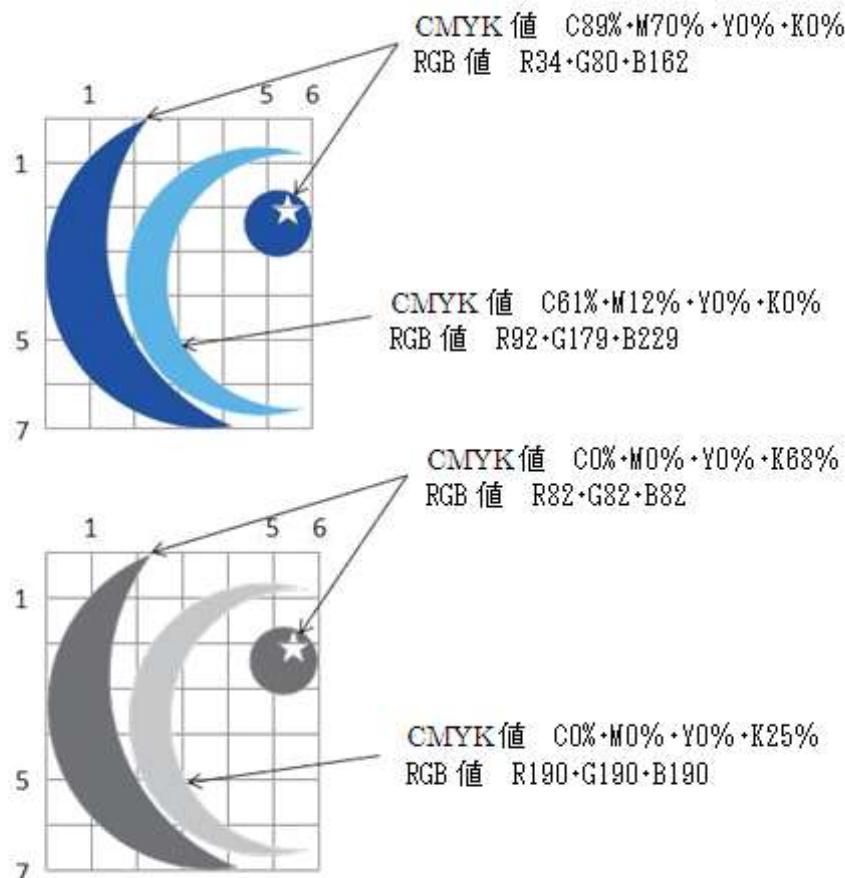
別図1(第2条関係)



寸法の割合は、横10対縦11とする。

用途に応じて第4条で規定された以外の単色表示で使用することができるものとする。

別図2(第3条関係)



寸法の割合は、横6対縦7とする。



フォント メイリオBold
寸法の割合は、横6対縦1とする。



フォント KITAMI メイリオBold
Institute of Technology メイリオRegular
寸法の割合は、横6対縦2とする。

別図3(第4条関係)



別紙様式1
[別紙参照]

別紙様式2
[別紙参照]